

第一 棚田地域の振興の目標

北海道の棚田地域は、先人たちが棚田地域振興法に定義される条件の厳しい土地を切り開いて形づくられ、食料の安定的な供給をはじめ、洪水の防止や水源かん養、美しい景観の形成など、多くの公益的な役割を發揮してきた。しかしながら、棚田を有する多くの地域においては、人口減少や高齢化が急速に進展しており、このまま推移すると、担い手の減少により耕作放棄される棚田が増加するおそれがある。

棚田地域は、美しい景観を利用した観光の振興を図ることなどにより、地場産品の販売等による観光消費額の拡大や、棚田米を活用した6次産業化による産業の振興など、地域の活性化の核となる大きな可能性を有している。

このため、本道においては、耕作放棄の防止や耕作放棄されている棚田の農用地としての有効活用など棚田等の保全を図るとともに、棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮や、棚田における都市農村交流を通じた「関係人口」の創出・拡大など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など、地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興に当たっては、関連する以下の施策の活用を図るものとする。

- (1) 地方への移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策
地域の担い手の高齢化・減少という課題に直面している棚田地域の活性化を図るため、過疎地域等の条件不利地域を対象として講じられる都市住民との交流への支援や、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、地域の魅力発信による移住・定住の促進や、移住に至らないまでも地域に継続的に関わり、「関係人口」として棚田の保全の担い手として活動する者の創出・拡大を図る施策を活用する。
- (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策
子供の生きる力を育むとともに、棚田地域における交流の促進を通じた「関係人口」の創出・拡大による活性化を図るため、教育活動の一環として行われる児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策を活用する。
- (3) 文化的景観や伝統文化等、文化資源の保存・活用に資する施策
棚田は、地域において人が自然と関わりあう中で形成されてきた文化的景観でもあるとともに、伝統文化の継承の場であることを踏まえ、それら文化資源の保存・活用に資する施策を活用する。
- (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度等、農業生産活動を支える生産基盤の整備や棚田地域における農地集積、棚田で生産される農作物の加工・販売の促進等に資する施策を活用する。
- (5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策
棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策や、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策を活用する。
- (6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
棚田を観光資源として一層活用し、交流の促進を通じた棚田地域の活性化を図るため、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手作り、農泊や空き家の利活用の推進等、観光の促進に資する施策を活用する。
- (7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
棚田地域の多様な自然環境の保全とその資源を活用した活性化を図るため、地域の自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深める活動であるエコツーリズムの推進に資する施策を活用するとともに、鳥獣被害が深刻な棚田地域の現状を踏まえ、鳥獣被害対策に資する施策を活用する。

2 北海道独自の支援施策

- (1) 棚田地域を含む農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有
棚田地域を含む農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくために

は、道民理解の促進が不可欠であることから、食料供給や就業の場の提供をはじめ、国土・環境の保全や美しい農村景観の形成、自然体験・農業体験などの教育の場の提供などの多面的な機能を発揮していることについて、道民のコンセンサスづくりを推進する。

(2) 地域づくり総合交付金

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた市町村等が行う取組を支援する。

(3) その他の支援

棚田地域振興コンシェルジュと連携し、棚田地域振興法に係る制度や仕組みについて積極的に情報提供、助言その他の支援を行うこととする。

3 北海道における推進体制

(1) 関係部局間における連絡体制の構築

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地域創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局の職員との連絡体制を構築し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の指定申請の提案や指定棚田地域振興活動計画の知事協議など棚田地域の振興に関する北海道の窓口については、総合政策部地域創生局地域戦略課が担うこととし、一元的に提案・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報の周知

本計画について、道のホームページに掲載するとともに、道内市町村と連携し、指定棚田地域に関する情報などについて広く周知を図る。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、指定申請の提案に基づき、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、選定することとする。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること。

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

イ 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること。

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

ア 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと。

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えし、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。

2 指定申請の提案の手続き

(1) 指定申請の提案の受付時期

指定申請の提案については、随時受け付けるものとする。

(2) 指定申請の提案主体

指定申請の提案主体は、市町村及び農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人、その他の棚田地域振興活動に参加する者とする。

(3) 指定申請の提案区域の範囲

指定申請の提案区域の範囲は、昭和の大合併前の昭和25年2月1日における市町村（以下「旧市町村」という。）の区域とする。なお、旧市町村をまたいで棚田地域振興活動が想定される場合には、複数の旧市町村の区域について同時に指定申請をすることも可能とする。

(4) 指定申請の提案

指定申請の提案にあたっては、省令第1条の規定に基づき、省令別記様式第1の指定申請書（棚田地域において解決すべき課題、棚田等が有する多面にわたる機能の概要

等)及び省令第1条各号(2号及び3号を除く)に記載された図書に記載されている事項について、具体的に明記して提案するものとする。

(5) 指定申請の提案に対する対応

指定申請の提案を受けた場合は、指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知するものとする。また、指定申請をしないときは、その理由を明らかにするものとする。